

## 同意書の対象年齢 18 歳引き下げについて

令和 4 年 4 月 1 日より施行された改正民法にて、成年年齢が 20 歳から 18 歳へと変更されました。

これに伴い、当院は、法律と同様、18 歳以上は保護者の同意を不要とすることに決定しました。

診療内容、患者さんの状態によっては、説明の際にご家族の同席やご家族の同意を必要とする場合があります。ご了承ください。

令和 4 年 8 月  
防衛医科大学校病院  
病院長 塩谷彰浩